

Ⅱ. 副専攻プログラム

【1. 日本語教育（日本語教員養成課程）＜26単位＞】

日本語教育に関する知識を、言語、教育、社会・文化・地域に関わる領域から体系的に学ぶことにより、多様な日本語教育の現場に対応した教師としての資質を磨きます。修了証は日本語教育機関の教員の条件の1つに相当するので、これらの知識は、異文化共生時代を迎えた日本、および国際交流の進む海外における活動の選択肢を広げることに役立つでしょう。

日本語教員には、国や自治体などの公的機関による認定や国家試験による統一的な資格認定の制度はありませんが、昭和60年に文部省（現在の文部科学省）の日本語教育施策の推進に関する調査会から出された報告「日本語教員の養成等について」に示された「日本語教員養成のための標準的な教育内容」の「日本語教育施設の運営に関する基準について」によって、日本語教育施設の教員の条件が示され、これに準じて大学においては、主専攻・副専攻による日本語教員の養成がなされてきました。次いで、その後の日本語教育状況の変化に対応して、平成12年3月に文化庁の日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議から出された「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成における教育内容について」のなかで、昭和60年の文書における主専攻・副専攻の区別が廃止され、3領域5区分からなる「新たに示す教育内容」が示されました。

上記の流れをふまえ、法務省が「日本語教育機関の告示基準（以下、「新基準」という。）」を公示し（平成28年7月22日に公示、平成29年8月1日から施行）、法務省告示校に勤める全教員は、以下の資格のいずれかを満たす必要があると規定されました。

「新基準第1条第1項第13号」に定める日本語教員の要件

- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

國學院大学の副専攻「日本語教育（日本語教員養成課程）」は、上記の「新基準第1条第1項第13号のロ」に該当し、修了証^{※1}も発行されるので、法務省告示校を含む日本語教育機関の教員募集の応募の際に使用することができます。

新基準		科目 区分	科目 供出	授業科目名	開講	単位	1年	2年	3年	4年	備考
領域	区分										
社会・ 文化・ 地域に 関わる 領域 教育に 関わる 領域 言語に 関わる 領域	社会・ 文化・ 地域	選択 必修	共通	國學院の学び(日本語教育の歴史)	半期	2			○		2単位 以上
			史	日本史概論Ⅰ	半期	2	○				
			史	日本史概論Ⅱ	半期	2	○				
			法	日本政治史A	半期	2	○				
			法	日本政治史B	半期	2	○				
			神文	日本宗教文化論Ⅰ	半期	2	○				
			神文	日本宗教文化論Ⅱ	半期	2	○				
			哲	日本思想史A	半期	2		○			
			哲	日本思想史B	半期	2		○			
			日文	日本文学史Ⅰ	半期	2			○		
			日文	日本文学史Ⅱ	半期	2			○		
			経済	現代日本経済	半期	2			○		
			経済	日本経済と政策	半期	2			○		
法	地方自治論A ^{※2}	半期	2				○				
法	地方自治論B ^{※2}	半期	2				○				

新基準		科目 区分	科目 供出	授業科目名	開講	単位	1年	2年	3年	4年	備考	
領域	区分											
社会・ 文化・ 地域に 関わる 領域 教育に 関わる 領域 言語に 関わる 領域	言語と 社会	選択 必修	共通	留学英語	半期	2			○		2 単位 以上	
			共通	留学中国語	半期	2			○			
			日文	言語学概論Ⅰ	半期	2				○		
			日文	言語学概論Ⅱ	半期	2				○		
			日文	現代日本語研究Ⅰ	半期	2				○		
			日文	現代日本語研究Ⅱ	半期	2				○		
			日文	日本語学各論Ⅰ	半期	2				○		
			日文	日本語学各論Ⅱ	半期	2				○		
			中文	中国語教養特殊講義 A	半期	2						○
			中文	中国語教養特殊講義 B	半期	2						○
	言語と 心理	選択 必修	哲	言語論 A	半期	2				○	2 単位 以上	
			哲	言語論 B	半期	2				○		
	言語と 教育	選択 必修	日文	日本語教育実習Ⅰ ^{※3}	集中	1				○	1 単位 以上	
			日文	日本語教育実習Ⅱ ^{※3}	集中	2				○		
		選択 必修	日文	日本語教授法Ⅰ	半期	2				○	6 単位 以上	
			日文	日本語教授法Ⅱ	半期	2				○		
			日文	日本語教育研究Ⅰ	半期	2				○		
			日文	日本語教育研究Ⅱ	半期	2				○		
			日文	日本語教育学演習Ⅰ	通年	4				○		
	日文	日本語教育学演習Ⅱ	通年	4				○				
言語	選択 必修	中文	日本語学概論Ⅰ ^{※4}	半期	2	○				4 単位 以上		
		中文	日本語学概論Ⅱ ^{※4}	半期	2	○						
		外文	日本語学Ⅰ	半期	2				○			
		外文	日本語学Ⅱ	半期	2				○			
		日文	日本語史Ⅰ	半期	2			○		4 単位 以上		
		日文	日本語史Ⅱ	半期	2			○				
		日文	日本語学史Ⅰ	半期	2				○			
		日文	日本語学史Ⅱ	半期	2				○			
		日文	日本語音声学Ⅰ	半期	2				○			
		日文	日本語音声学Ⅱ	半期	2				○			
		日文	現代日本語文法Ⅰ	半期	2				○			
		日文	現代日本語文法Ⅱ	半期	2				○			
合計											26 単位 以上	

○で示す開講学年で履修することが望ましい。ただし、履修学年に制限がない限り、当該学年以降でも履修することができる。

※1 修了証には、「本課程は、日本語教育機関の告示基準（法務省入国管理局平成 28 年 7 月 22 日策定）第 1 条第 1 項第 13 号口で求められた日本語教育に関する科目 26 単位以上を修得する教育課程であることを証します。」と明記されます。

※2 経済学部学生は、「地方自治論 A・B」を履修することができないため、専門教育科目「地方自治Ⅰ・Ⅱ」の単位を取得することによって、この「4 単位」の部分に充当することができる。

※3 「日本語教育実習Ⅰ・Ⅱ」の単位は卒業要件 124 単位には含まれないので、履修にあたっては注意すること（年次別履修単位制限のうちには含まれない）。また、「日本語教育実習Ⅱ」については、面談などの選抜により、2 年次での参加を許可することもある。なお、「日本語教育実習Ⅰ・Ⅱ」の詳細は、大学ホームページを確認すること

※4 日本文学科及び初等教育学科の学生は、「日本語学概論Ⅰ・Ⅱ」を履修することができないため、専門教育科目「日本語学概説Ⅰ・Ⅱ」の単位を取得することによって、この「4 単位」の部分に充当することができる。